住所　神戸市東灘区深江南町３丁目５番１―110号
朴由子　昭和26年４月22日生
住所　神戸市垂水区潮見が丘２丁目１番19―502号
夫圭司　昭和54年９月５日生
住所　兵庫県宝塚市川面１丁目６番１号
蔡桂子　昭和19年２月24日生
柳成夫　昭和50年３月７日生
住所　兵庫県宝塚市小林２丁目12番25―411号
金暁光　昭和13年１月20日生
住所　兵庫県尼崎市崇徳院２丁目１番地２
権誠悟　昭和59年８月16日生
住所　兵庫県尼崎市東園田町６丁目48番地16
高英姫　昭和43年７月28日生
住所　兵庫県明石市小久保５丁目10番地３
林同泰　昭和50年７月１日生
住所　兵庫県三木市志染町広野１丁目169番地
国洪臣　昭和54年１月13日生
住所　大阪市北区大淀中３丁目７番16号
呂篤史　昭和60年６月25日生
住所　兵庫県高砂市荒井町小松原５丁目13番８号
蔡優子　昭和30年９月６日生
住所　兵庫県高砂市荒井町蓮池１丁目６番３―４号
白修寅　昭和29年５月５日生
張正枝　昭和31年12月６日生
白承孟　昭和63年10月14日生
白承明　平成２年12月６日生
住所　兵庫県相生市旭２丁目21番31号
李寿美　昭和59年11月21日生
住所　鹿児島県伊佐市大口元町11番地12
マルガリータ・ボルハ・オク　昭和34年７月11日生
住所　大阪府東大阪市宝持４丁目６番16号
金哲也　昭和49年７月25日生
住所　堺市堺区大浜北町３丁４番７―305号
キラン・プリ　昭和52年10月１日生
住所　大阪府守口市橋波東之町４丁目２番９号
李東浩　昭和56年３月31日生
住所　堺市堺区大仙中町10番１―307号
郭健　平成３年３月16日生
住所　大阪市生野区勝山北４丁目９番12号
姜千枝　昭和51年７月８日生
住所　大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目11番13号
住所　宮城県柴田郡柴田町大字船岡字新生町26番地３
邵忠軍　昭和48年10月17日生
住所　大阪市平野区長吉出戸２丁目25番23―104号
鄭文芹　昭和48年10月10日生
邵春瑞　平成８年10月４日生
邵駿也　平成16年７月６日生
住所　大阪市生野区新今里４丁目５番12―6007号
韓千鶴　昭和57年８月18日生
住所　大阪市東成区大今里西２丁目６番11号
朴拓人　平成５年11月21日生
住所　大阪市北区天満２丁目９番17号
沙斌　昭和58年４月13日生
范媛媛　昭和57年８月６日生
住所　大阪市淀川区野中南２丁目10番９号
申竜大　昭和47年５月21日生
元末子　昭和17年４月１日生
住所　大阪府箕面市半町４丁目７番27号
宋暁雪　昭和43年12月７日生
住所　大阪市生野区中川西２丁目13番20号
金順絵　昭和56年９月21日生
住所　大阪市中央区難波１丁目７番６号
徐忠弘　昭和34年３月10日生
張友弟　昭和42年５月１日生
徐悠太　平成５年２月１日生
徐笙太　平成９年７月３日生
住所　堺市南区高倉台１丁３番２―804号
李娜　昭和56年６月19日生
住所　大阪府和泉市伏屋町１丁目２番13―３号
董加明　昭和54年９月24日生
住所　大阪市中央区南船場１丁目７番６―1501号
朴早苗　昭和54年８月２日生
住所　大阪市北区豊崎４丁目４番２号
康有希　昭和63年６月８日生
住所　大阪市城東区関目１丁目23番23号
金富士子　昭和41年６月14日生
白美風　平成10年12月６日生
白悠史　平成14年７月２日生
住所　大阪市東淀川区淡路３丁目17番４号
崔智美　昭和61年９月19日生
住所　大阪府高槻市春日町９番21号
張真　昭和50年３月１日生
住所　堺市西区浜寺元町６丁888番地１
玄晃林　昭和51年10月７日生
住所　大阪府豊中市三和町２丁目２番36―504号
住所　大阪市住之江区中加賀屋１丁目６番４―105号
李充濠　昭和23年９月１日生
張美佐子　昭和27年１月３日生
李勝博　昭和55年４月22日生
住所　大阪府藤井寺市小山藤の里町２番６号
金佳代　昭和46年４月19日生
金武史　昭和51年７月12日生
住所　大阪市中央区久太郎町１丁目６番27―606号
徐暁鳴　昭和56年６月26日生

○財務省告示第三百九十号

中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十六年財務省告示第五十三号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジイソシアナートについて、同条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名、銘柄及び型式　法の別表第一九・一〇号に掲げる物品のうちトルエンジイソシアナート

(二)　特徴　主として、自動車座席や寝具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの原料として用いられる。

二　法第八条第九項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

三　法第八条第九項の規定により指定された期間

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十六年政令第四百十五号）の施行の日から平成二十七年四月二十四日までの期間

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産トルエンジイソシアナートについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件（平成二十六年財務省告示第三百六十四号）で告示したとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、暫定的な不当廉売関税を課することが決定された。

○農林水産省告示第二千四十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年十月二十日　第八十二号

二　登録認定機関の名称及び住所

公益社団法人長崎県食品衛生協会　長崎県西彼杵郡長与町高田郷三千六百四十番地三

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

長崎県

(2)　認定を行う事業所の所在地

長崎県西彼杵郡長与町高田郷三千六百四十番地三

○国土交通省告示第千百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第１項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道11号改築工事（新居浜バイパス現道拡幅部・愛媛県新居浜市萩生字本郷地内から同市大生院字岸影地内まで）